

報道関係者 各位

令和2年7月7日
(照会先)
全国健康保険協会山形支部
企画総務グループ 安達・稲葉
電話：023-629-7226

小児層のジェネリック医薬品使用促進に向けた自治体との共同事業の実施について

協会けんぽでは、増え続ける医療費の抑制や加入者のお薬代の負担軽減のために、先発薬と比べ価格が安い「ジェネリック医薬品」の普及促進を目指した様々な取組みを行っています。

その一環として山形支部では、子育て世代に向けた「子育て支援医療給付制度（※後述）」の周知及び、小児に対する積極的なジェネリック医薬品の使用の呼びかけを目的として、今年度から自治体と連携のうえ、新しい事業を開始いたしましたので公表いたします。

この事業の概要は、「子育て支援医療給付制度」の説明と小児へのジェネリック医薬品の積極的な使用を呼び掛けたチラシを山形支部が作成し、健康づくりにおける連携協定を締結している山形市、酒田市は「こども医療証」更新時にそのチラシを同封し、子育て世代に対して制度に関する周知広報及び、ジェネリック医薬品の積極的な使用についての勧奨を行うものです。

本事業は今年度から開始しており、発送数内訳等は以下の通りです。

【年間発送数内訳】

	年間発送件数	発送開始時期
山形市	約30,000件	令和2年5月から
酒田市	約12,000件	令和2年4月から

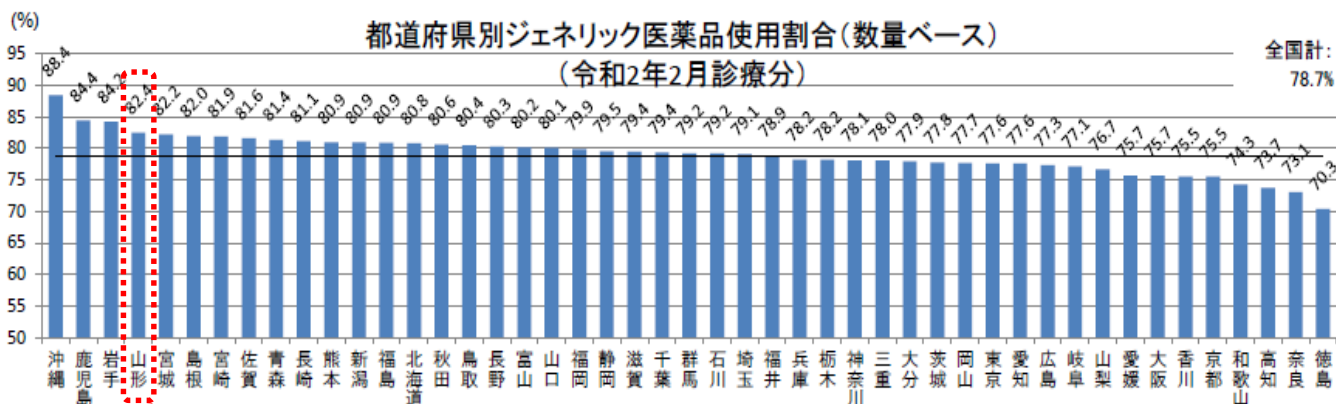
【作成チラシ】※山形市、酒田市で大きさ・内容が異なります。



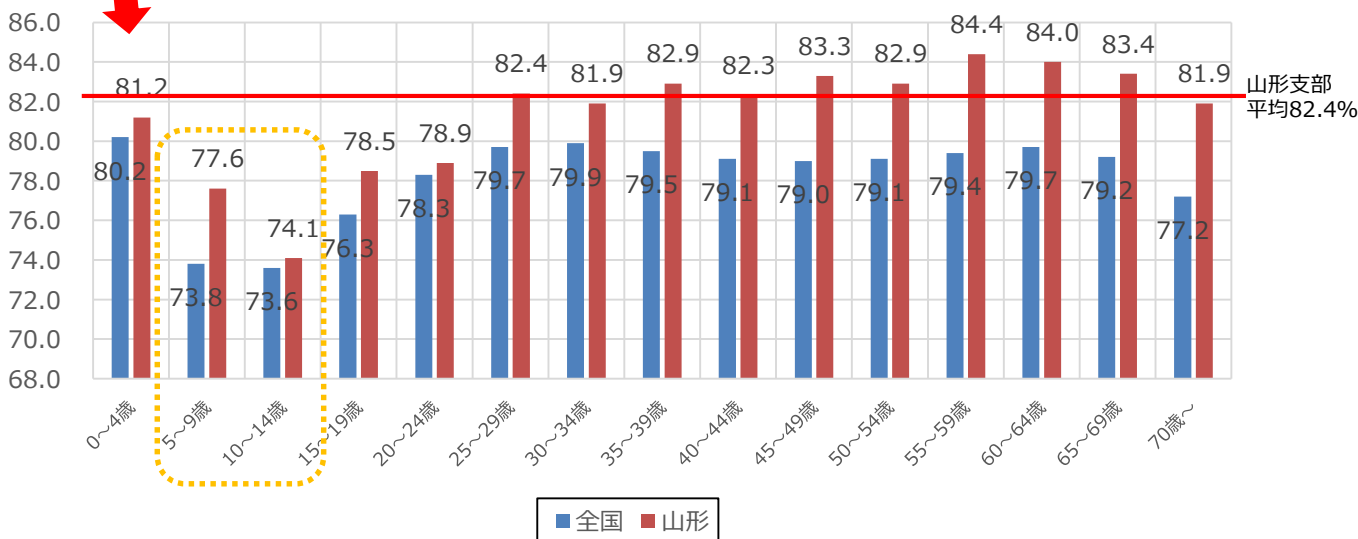
小児層のジェネリック医薬品使用割合の底上げが課題

山形支部においてこの事業を開始した理由として、小児層（特に5歳から14歳）における、ジェネリック医薬品の使用割合が低い事が挙げられます。山形支部全体におけるジェネリック医薬品の使用割合は、令和2年2月診療分においては82.4%であり、全国4位と高い使用割合を示しておりますが、それを年齢階級別にみると小児層（特に5歳から14歳）のジェネリック医薬品使用割合が低くなっています。全都道府県支部の年齢階級間で比較しても、0-4歳では18位、5-9歳では11位、10-14歳では27位となっており、全体の使用割合の4位とは大きく乖離していることがわかります。

したがって、今後さらに山形支部におけるジェネリック医薬品使用割合を伸ばしていくためには、小児層の使用割合を上げていく必要があります。



【年齢階級別ジェネリック医薬品使用割合】



小児層のジェネリック医薬品使用割合向上がもたらす医療費削減効果

全国的に見ても小児層におけるジェネリック医薬品の使用割合は低い状況にありますが、協会けんぽ全体で考えた場合、仮に小児層（0歳から14歳）のジェネリック医薬品使用割合を平均の割合まで引き上げた場合には、年間で約2億2,250万円程度医療費を削減できると試算されています（令和元年10月診療時データによる）。

増え続ける医療費の適正化のためには、小児層におけるジェネリック医薬品の使用割合を引き上げることが急務であり、かつ高い効果があるものと考えています。

小児層のジェネリック医薬品使用割合が低い要因

小児層におけるジェネリック医薬品使用割合が低い要因の一つとして、各自治体が実施している「子育て支援医療給付制度」の影響が挙げられます。

「子育て支援医療給付制度」は、自治体を実施する少子化対策として実施されている事業であり、医療機関受診時の自己負担分を自治体が負担することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減するものですが、この制度により受診時の支払いが無料になることで経済的負担を感じにくいことや、制度の仕組み自体が理解されていないこと等の理由が、ジェネリック医薬品の利用に至らない要因である可能性が考えられます。

【「子育て支援医療給付制度」の仕組み】



保険者の枠を超えて「医療費適正化」に向けた連携を

このように、協会けんぽと自治体は、各保険者の共通課題である医療費の適正化に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進を始めとした取り組みを、保険者の枠を超えた共同事業として展開しております。

また、医療費適正化のためには「ジェネリック医薬品への切替え」以外にも、「上手な医療のかかり方」を実践してもらうことも重要であり、これらの取組を協会けんぽと自治体が共同で広報することにより、地域全体における医療費の適正化が期待できます。

つきましては、小児層におけるジェネリック医薬品使用割合が低い現状とともに、「子育て支援医療給付制度」に関する周知と、積極的なジェネリック医薬品の使用を呼びかける事業について。また当支部と山形市、酒田市が医療費適正化に向けた取り組みを共同で実施していることについて、各種報道等で取り扱っていただき、広く周知していただきますようよろしくお願いいたします。

1. 「子育て支援医療給付制度」について

「子育て支援医療給付制度」は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものとして実施されており、医療機関で受診した医療費（保険診療の自己負担分）を市町村が給付する制度です。制度名は各市町村によって異なり、山形市では「こども医療制度」。酒田市では「子育て支援医療」という名称になっています。対象は主に0歳から中学3年生までのお子さんとなっていますが、高校3年生までを対象とするなど内容については各市町村によって異なります。

財源は税金や国庫補助金が用いられており、各市町村が負担する子供の医療費については、外来は小学3年生まで、入院は中学3年生までを対象として経費の2分の1を県が補助しています。

このように、市町村や県が給付している医療費自己負担分は主に税金から支払われていますが、医療機関窓口での支払いが無料となるため「経済的負担感」を感じにくい点が指摘されており、適正受診という考え方の普及啓発が求められています。

2. 協会けんぽが実施しているジェネリック医薬品使用促進事業について

加入者向け

1. ジェネリック医薬品軽減額通知の発送

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の負担軽減額を年に2回お知らせしています。

2. ジェネリック医薬品使用希望シールやカードの配付

ジェネリック医薬品の使用を希望する意思を表示するための資材を提供しています。

医療機関・薬局向け

1. ジェネリック医薬品に関するお知らせの発送

ジェネリック医薬品の処方状況等を見える化したものを医療機関・薬局あてに年に2回発送しています。

2. ジェネリック医薬品実績リストの作成

医療機関や薬局がジェネリック医薬品の採用を検討いただく際に参考としていただくため、県内加入者の処方実績に基づき、数量が多い先発医薬品と、これにヒモ付くジェネリック医薬品を掲載したリストを作成しホームページ上にて公表しております。